



environmental  
investigation  
agency



ワシントン条約第19回締約国会議代表団に  
対するブリーフィング

# 悪用に直結： 日本の象牙市場

2022年11月

## 概要

# 何千頭ものゾウが、毎年、象牙を取引に供する目的で殺され続けている。

象牙の国際商業取引が禁止され、数多くの締約国が自らの国内象牙市場を閉鎖する措置をとる一方、世界最大の象牙在庫を擁する日本は、その市場を開いたままである。

日本の象牙取引管理は抜け穴だけでなく、違法象牙の国内取引と違法な象牙輸出を許しており、その結果として実効性を欠くものとなっている。ゾウ取引情報システム（ETIS）上の日本に関連する象牙押収データの分析は、象牙の違法取引における日本の合法象牙市場の役割を評価する上で有用である。しかし、それが未了の現在においても、来る「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）第19回締約国会議（CoP19）における意思決定に資する情報は、他からも入手可能である。

犯罪者と海外旅行者が象牙の供給源として日本の合法象牙市場に狙いを定めていることについては、証拠がある。日本から中国に向けられた違法な象牙輸出に関する中国の裁判例の新たな分析は、数多くの事件に組織的

な犯罪集団が関与していること、象牙を中国国内で転売すべく、密輸が計画的に実行されていることを明らかにしている。新型コロナウイルスの感染爆発の後には、日本の国境は再び旅行者に開かれ、市場は象牙の消費者に開放されることになる。日本が組織的な犯罪集団と旅行者から象牙の買い付け先と目されている限り、日本市場は違法に輸出される象牙の供給源であり続け、他の締約国の法執行および象牙需要低減措置を台無しにすることになる。

日本の象牙取引管理の緩さ、抜け穴だらけの水際および違法取引防止に対する政治的意思の欠如が相まって、日本の象牙市場は、国際的パイヤーに象牙を供給せんとする密輸業者が悪用する格好の対象とされている。この象牙市場が象牙の違法取引に果たしている役割を真に一掃し、の31%を占める。日本の在庫象牙は、この数十年間、監視の目がほとんど届かず、カット・そして将来にわたってゾウを密猟から保護するためには、日本は他の締約国に加わってその国内象牙市場をきっぱりと閉鎖しなければならない。

## 国内象牙市場の閉鎖とワシントン条約

アフリカのゾウが、象牙目的の密猟に脅かされ続けている。そして、合法的な国内象牙市場の存在が、象牙の国際商業取引禁止の実効性と、既に市場を閉鎖した締約国の努力に対する脅威となっている。

2016年のワシントン条約CoP17は、国内象牙市場の問題に対処するため、「その主権の範囲内に密猟または違法取引に寄与する合法化された国内象牙市場または象牙の国内商業取引が存在するすべての国に対し、その未加工および加工象牙の商業取引が行われる国内市場を閉鎖するために必要な、法令上、規制上および執行上の措置を緊急にとる」ことをすべての国へ勧告するよう、決議10.10「ゾウの取引」をコンセンサスにより改正した。

CoP18では、国内市場を擁する締約国に対し、条約常設委員会に向けて、その国内象牙市場が密猟または違法取引に寄与しないようにするためにとられている措置を報告することが求められた。

ベニン、ブルキナファソ、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、リベリア、ニジェール、セネガルおよびトーゴによって提案されたCoP19議案書Doc. 66.3「決議10.10（CoP18改正）における国内象牙市場の閉鎖の実施」は、開かれた国内象牙市場が密猟または違法な象牙取引に寄与していないかどうかを評価することによって、決議10.10（CoP18改正）における国内象牙市場の閉鎖の実施を支援し、決議の遵守を強化するための勧告を行うものである。これらの勧

告は、条約事務局に対しては締約国から輸出された象牙に関するETISの押収データを分析して示すよう求め、常設委員会に対しては開かれた市場に関するあらゆる関連情報を含めた評価を求めている。

違法に輸出される象牙の潜在的な供給源としての著しい傾向は、取引される象牙の中で最近密猟されたゾウに由来する象牙の割合が著しいかどうかとは関係なく、その市場の閉鎖を検討すべき重要な理由となる。例えば、EUは、域内の象牙市場は押収および調査上のデータに基づき、もはや最近密猟されたゾウに由来する違法な供給源由来の象牙を惹きつけるものではないとの評価を示しつつ、CoP18後、狭い例外を除く域内での象牙取引禁止に踏み切った<sup>1</sup>。EUは、「EU圏内およびEU外への象牙の合法取引がゾウの密猟と違法取引に寄与することを防止するために、法と法執行努力を確保することが引き続き重要である」と判断したのである<sup>2</sup>。

## 日本の国内象牙市場と象牙取引管理の失敗

日本は、世界最大で、最も重要性の高い合法象牙市場を擁する。過去および現在における日本象牙市場管理の問題点を考えれば、日本の在庫規模は特に懸念される材料である。178トンの登録全形牙と、登録業者が報告した66トンのカット・ピースとを含む計244トンの象牙在庫<sup>3</sup>は、アジア地域の象牙在庫289.82トン<sup>4</sup>の84%、全世界の在庫796トン<sup>5</sup>の31%を占める。日本の在庫象牙は、この数十年間、監視の目がほとんど届かず、カット・ピースと製品を追跡する包括的な仕組みもないままに、政府公認の登録制度を通

じて継続的な補給を受けてきた。これらの弱点にもかかわらず、日本は、1989年の国際商業取引禁止の施行後、ワシントン条約で認められた1回限定販売による象牙の補充を2度までも受けている唯一の国である。

日本は、長年にわたり一貫して、条約決議10.10の主要な勧告を遵守しようとしなかった<sup>6</sup>。何度にも及び国内取引の規制の変更にもかかわらず<sup>7</sup>、日本の象牙市場規制の仕組みは、象牙の違法取引を効果的に防止することができないままであった<sup>8</sup>。第74回常設委員会（SC74）に際し、日本は、決定18.117にもとづいて、その国内象牙市場が密猟または違法取引に寄与しないようにするためにとられている措置を報告した。しかし、その措置というのも、違法取引を防止するうえでの実効性を欠いたままであった。

環境調査エージェンシー（EIA）とトラ・ゾウ保護基金（JTEF）は、SC74に向けたブリーフィング<sup>9</sup>において、決定18.117にもとづく日本政府の報告書（SC74 Doc. 39の別紙5）<sup>10</sup>に示された主要な主張の評価を行った。全形牙の登録制度は象牙取引管理の核となるものであり、象牙の出所と取得の合法性が確認される唯一の機会を設けた仕組みである。しかし、その手続は抜け穴だらけで、何十年の間、その統制がなされず、現在に至ってもそうである。さらに、全形牙登録の義務づけは、その義務のないカットピースに分割することによって、容易にすり抜けられるものであった。登録事業者の登録要件は形だけのものである。違法な取引が行われていないかどうかについて、取引記録が厳格に監視されることはない。全形牙から製品に至る取引を追跡するためのそれぞれの仕組みは、ばらばらに構築・管理されており、一連のものとなっていない。その点は、制度導入時点から変わらない。これでは、取引される象牙の出所と取得の合法性を確保することは不可能である。

要するに、日本の象牙取引管理の措置は失格である。その失敗によって、日本市場は総量不明、出自も不明な在庫を抱え、ロンダリングされた違法象牙の流入と象牙在庫の海外への流出に直面しているのである。

## 密輸業者による違法輸出のための合法的な供給源

弱体な法執行体制で名をはせる世界最大の合法象牙市場として、日本の象牙市場は国際的パイヤーから容易に象牙を入手できる供給源とみなされている。EIAは、公表情報に基づいて、2018年から2020年までの間に他国でなされた日本由来の象牙の押収が、76件あったことを確認している<sup>11</sup>。この揺るぎない象牙のフローは、日本で合法的に購入され、その後、主として2018年の象牙市場閉鎖後の中国へと違法に輸出されて生じたものということになる。76件のうち72件の押収は中国税関によるものである。

2022年、JTEFは、日本から中国へ象牙が密輸出された事件に関する判決を分析した<sup>12</sup>。中国が象牙の国内市場を閉鎖して以降に発生した15の事件を含む、2010年から2019年までに発生した45の事件が把握された。

判例の分析によれば、少なくとも4件（8%）で、日本の法律に基づいて登録された象牙取引業者が積極的に関与して

いた。1年5か月越しに3.26トンが密輸出された事件で象牙を供給していた事件も、日本の登録象牙業者が象牙の供給源だった。この業者は、現在も自社サイトでカット・ピース中心に象牙の販売を行っている。別の登録象牙業者は、2件に関与していた。この業者は、中国人の象牙パイヤーとの間で、カット・ピースを重量にかかわらず固定価格で継続的に取引する契約を交わし、結果、2011年における3か月間で120kgのカット・ピースが取引され、それらはすべて中国へ郵送されていた。この業者も、今なお積極的な日本の象牙産業の担い手である。実際のところ、EIAおよびJTEFによる2020年の調査でも、多くの日本のハンコ店が、輸出が違法であることを知っているのに、顧客の輸出意図を認識しつつ象牙印を販売していた<sup>13</sup>。小売業者らは、顧客が違法輸出を意図していたことに気づいていたとしても、それだけで罪になるわけではない。

密輸は一般的に象牙を効果的に隠匿する方法で行われている。搬送手段のほぼ70%（68%）が郵便、30%が航空手荷物によって占められていた。押収される象牙のほとんどが、おそらく事前に小分けされた少量の象牙であり、すべては中国に到着後、法執行官によって発見されたものである。このように、日本からの違法輸出は、法執行官に過大な負担を負わせることで中国の市場閉鎖と法執行努力の効果を損なっている。加えて、少なくとも一つの判決では、押収された象牙が日本で合法的に調達されていた場合、裁判所は象牙密輸犯の処罰を軽減し得るとされていた。このような寛大な量刑は、ある種の事件ないし犯罪の処断にとって有益なことではあろうが、この件についていえば、中国の国内市場閉鎖の厳格な執行をさらに損なうことになる。

日本から中国への象牙密輸出は、日中両国で、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の定める「重大な犯罪」と位置づけられている<sup>14</sup>。検討した事件のほぼ半数（47%）は、同条約が「組織的な犯罪集団」の基本的な要件とする3人以上の関与者によって実行されていた。しかも、犯罪集団内ではしばしば役割分担が行われ、代理購入サービスを利用した巧妙な手口が用いられていたこと、事件の半数に象牙業界や物流会社にかかわる者または野生生物犯罪の前科がある者が関与していたこと、事件の65%が金銭的ないし商業的な動機で実行されていたこと等が認められた。これら事件の詳細は、中国の顧客に向けた日本から中国への多くの象牙密輸出が、顕著な組織犯罪性を示しているといえる。組織犯罪者たちが日本の市場を象牙の供給源と見ていることは疑いない。

他の調査では、日本の合法象牙市場が、象牙工芸品を欲する海外旅行者にアピールしていることが強調されている。中国から日本への旅行者を対象に行われた2020年のある調査によれば、象牙の購入を計画していた者は全体の19%、実際に象牙を購入したと推定される者は12%に達した<sup>15</sup>。調査対象とされた旅行者は航空機または郵便を使って象牙を違法輸出しており、中国判例の分析と同様の結果となっている。感染爆発がピークを越えたとして日本の国境が海外旅行者に開かれていく中、象牙の国際パイヤーが増加していく可能性は非常に高い。

## 結論

日本の国内象牙市場は、既に悪用されており、現実的に行動がとられない限りこの状況は継続するであろう。政府の市場管理に対する限られた努力と違法象牙の国内取引および象牙輸出を防止するためとされる試みは、あまりにささやかで、あまりに遅きに失している。日本の市場は国際社会の中で孤立して存在するものではない。象牙販売が合法化されている限り、海外の消費者と、彼らに象牙を供給せんとする組織犯罪者は日本を「合法」象牙供給源のターゲットにし続ける。また、日本の象牙管理の抜け穴は、密猟によって新たに得られた象牙を容易にロンダリングして市場に流すことを可能にする。日本の国内象牙市場の扉は、さらなる犯罪行為に向けて開放されているのである。

小売業界の主要企業である楽天、イオン、ヤフー等が、象牙の販売を自発的に停止し<sup>16</sup>、東京都が象牙取引に対処する動きを見せていること<sup>17</sup>は大変歓迎すべきことだが、究極的には、日本国政府が、違法な象牙の国内取引および象牙の国際取引に対処するために必要な政策上および法執行上の変化をもたらす、強力かつ明

確な行動をとらなければならない。

世界の残りから孤立して国内象牙市場を十分制御する方法はない。合法象牙市場のある締約国に関連するETISの象牙押収データは、それらが果たす象牙の違法な国際取引における役割について締約国が検証を行う一助となる。

たとえそれらのデータを抜きにしても、こと日本に関しては、その市場が象牙の国際市場において著しい役割を演じていること、その存在がゾウを守るための象牙需要を低減する努力および象牙市場閉鎖の執行に脅威となっていることは明白である。日本は、あらゆる開かれた国内象牙市場が違法取引と密猟に寄与することを認識し、ゾウを守るために自らが果たすべき役割、すなわち国内象牙市場閉鎖を実行しなければならない。ワシントン条約締約国は、CoP19において、断固として日本に市場閉鎖をもとめるべく、行動する必要がある。

## 提言

### 第19回締約国会議に対する勧告

- 議案書Doc 66.3で提案されている決定案を支持すること
- 日本に対して、決議10.10（CoP18改正）に基づいて国内象牙市場を緊急に閉鎖するよう求めること
- 日本に対して、CoP19の場で国内象牙市場を閉鎖する政治宣言を行うよう勧めること

## 引用

1. CITES SC74 Inf.10 <https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/74/Inf/E-SC74-Inf-10.pdf>
2. CITES SC74 Doc.39 Annex 2 <https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/74/E-SC74-39.pdf>
3. CITES SC74 Doc. 39. Closure Of Domestic Ivory Markets: Report of The Secretariat <https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/74/E-SC74-39.pdf>
4. CITES. [https://cites.org/eng/prog/terrestrial\\_fauna/elephants](https://cites.org/eng/prog/terrestrial_fauna/elephants) (as declared by 28 February 2021)
5. Ibid
6. Sand, Peter. (February 2019) Japan's Ivory Trade in the Face of the Endangered Species Convention. *Journal of International Wildlife Law & Policy*, Volume 21, 2018 – Issue 4. Available at: <https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/13880292.2018.1554872>
7. Ibid.
8. EIA/JTEF (2018) Superficial Reforms: An Analysis of Recent Amendments to Japan's Ivory Control Laws. Available at: [https://content.eia-global.org/posts/documents/000/000/784/original/Superficial\\_Reforms\\_EIA\\_JTEF\\_FINAL\\_091018.pdf?1538158564](https://content.eia-global.org/posts/documents/000/000/784/original/Superficial_Reforms_EIA_JTEF_FINAL_091018.pdf?1538158564)
9. EIA/JTEF. (2022) Last But Not Least: Japan's Domestic Ivory Market. Available at: <https://us.eia.org/report/0220303-last-but-not-least-japans-domestic-ivory-market/>
10. <https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/74/E-SC74-39.pdf>
11. EIA. (December 2020) Japan's Illegal Ivory Exports. <https://us.eia.org/campaigns/wildlife/elephants/japan-ivory/>
12. 坂元雅行. 2022. 象牙密輸業者の入手先: 日本の違法な象牙輸出に関する中国判例の分析. トラ・ゾウ保護基金 [https://www.jtef.jp/wp/wp-content/uploads/2022/10/Ivory22Nov\\_J.pdf](https://www.jtef.jp/wp/wp-content/uploads/2022/10/Ivory22Nov_J.pdf)
13. EIA and JTEF. (2020) 「違法な海外持ち出しに我関せず」象牙印を進んで販売するハンコ店: 印章小売業者に対するスナップショット調査 [https://static.us.eia.org/pdfs/Willing+to+Sell\\_EIAJTEF\\_2020+JPN.pdf](https://static.us.eia.org/pdfs/Willing+to+Sell_EIAJTEF_2020+JPN.pdf)
14. 国際組織犯罪防止条約第2条 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty156\\_7.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty156_7.html)
15. GlobeScan Incorporated / WWF. (October 2020) Beyond the Ivory Ban: Research on Chinese Travelers While Abroad. <https://wwf.panda.org/?968516/Ivory-Consumption-Chinese-Travelers>
16. EIA/JTEF. (August 2019). Decision by Yahoo! Japan to End Ivory Sales Celebrated by Elephant Advocates. Available at: <https://eia-global.org/press-releases/20200828-decision-by-yahoo-japan-to-end-ivory-sales-celebrated-by-elephant-advocates>
17. NGOから東京都知事に宛てた書簡 (2021年10月) [https://static.us.eia.org/pdfs/2021Oct7\\_NGO%20Response%20to%20TMG\\_JPN.pdf](https://static.us.eia.org/pdfs/2021Oct7_NGO%20Response%20to%20TMG_JPN.pdf)

### EIA US

PO Box 53343  
Washington DC 20009 USA  
T: +1 202 483-6621  
E: [info@eia-global.org](mailto:info@eia-global.org)

[eia-global.org](http://eia-global.org)

### EIA UK

62-63 Upper Street,  
London N1 0NY UK  
T: +44 (0) 20 7354 7960  
E: [ukinfo@eia-international.org](mailto:ukinfo@eia-international.org)

[eia-international.org](http://eia-international.org)

### JAPAN TIGER AND ELEPHANT FUND

2-5-4 Toranomon,  
Suehiro Building 3F Minato-ku  
Tokyo 105-0001, Japan  
T: +81 3-3595-8088  
E: [hogokikin@jtef.jp](mailto:hogokikin@jtef.jp)  
[jtef.jp](http://jtef.jp)

表紙: ©EIAimage